

三次市民ホール 「きりり友の会」 会員規約

第 1 条（設置）

三次市民ホールが実施する芸術文化事業への参加の機会を確保し、文化の向上に寄与するとともに、会員の利便を図るため、友の会制度を設置します。

第 2 条（会員）

友の会の会員（以下「会員」という）とは、この制度の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、次条に規定する年会費を納め、入会申込みの手続きをされた方をいいます。

第 3 条（年会費）

年会費は、新規会員・継続会員ともに一律 1,000 円とします。

第 4 条（名称）

友の会の名称は、「きりり友の会」といいます。

第 5 条（事務局）

友の会に関する事務は、三次市民ホールの指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「弊社」という）が行うものとし、三次市民ホール きりり友の会事務局（以下、「事務局」という）を三次市民ホール（広島県三次市三次町 111-1）内に設置します。

第 6 条（会員証）

会員には、会員証を交付します。なお、会員証については、次のように定めます。（1）会員証は会員のみが利用でき、他者に譲渡、貸与はできません。（2）会員証の紛失または盗難時には、速やかに事務局に届け出なければなりません。（3）会員証の再発行には手数料 1 0 0 円が必要です。

第 7 条（会員特典）

会員は次の特典を受けることができます。

- ① 自由席公演に優先入場いただけます。（対象公演に限る）
- ② チケットを割引価格でご購入いただけます。（対象公演に限る。公演ごとに枚数制限あり。）
- ③ チケットを先行予約できます。（対象公演に限る。公演ごとに枚数制限あり。）
- ④ メールマガジンを配信します。（希望者のみ）
- ⑤ 会館情報誌「きりり通信」を発送します。
- ⑥ チケットホルダーを贈呈します。
- ⑦ プレゼント応募ができます。（対象公演に限る）

※ご入会日によっては、ご利用できない特典がございます。

第8条（チケットの購入）

チケットを購入する際に割引・先行予約の特典を受ける場合には、必ず会員証を提示して下さい。なお、チケット購入に関する特典(前条②・③)は、三次市民ホール窓口のみ行っております。他の販売所では特典を受けられません。

第9条（有効期間）

会員の有効期間は、入会日から翌年3月31日までとします。（最長1年間）

第10条（届出事項の変更）

会員は、住所、氏名又は電話番号等に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出なければなりません。

第11条（退会）

会員はいつでも退会できるものとし、事務局に連絡のうえ、会員証を返却しなければなりません。ただし、納入済の年会費の返還はいたしません。

第12条（個人情報の管理について）

（1）会員の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001:2006）に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で適正に管理します。（2）弊社の指定期間が満了した場合、弊社は三次市又は三次市が指定する者に対して、個人情報を提供する場合があります。

以上

令和3年4月1日

三次市民ホール

指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

〒728-0021 広島県三次市三次町 111-1

TEL：0824-62-2222（代）FAX：0824-62-2230

開館時間（受付時間）：9:00～22:00

休館日：毎週水曜日、年末年始（12/29～1/3）